

【表紙】

【提出書類】 訂正有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2019年5月14日

【発行者名】 S B I 地方創生アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 彦田 祥一

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号

【事務連絡者氏名】 岡田 光弘

【電話番号】 03-6229-0863

【届出の対象とした募集（売  
出）内国投資信託受益証券に  
係るファンドの名称】 S B I 地方創生・世界高配当株式ファンド（為替ヘッジあり）  
< 資産成長コース >  
S B I 地方創生・世界高配当株式ファンド（為替ヘッジあり）  
< 年3%定率払出しコース >  
S B I 地方創生・世界高配当株式ファンド（為替ヘッジあり）  
< 年5%定率払出しコース >  
S B I 地方創生・世界高配当株式ファンド（為替ヘッジあり）  
< 年7%定率払出しコース >

【届出の対象とした募集（売  
出）内国投資信託受益証券の  
金額】 当初募集額 各ファンドにつき、上限2,000億円  
継続募集額 各ファンドにつき、上限1兆円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

**【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

2018年11月2日付で提出した有価証券届出書（2018年11月9日及び2018年12月7日提出の有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済み。以下「原届出書」といいます。）において、委託会社の第2事業年度の中間会計期間（自平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）の中間財務諸表について監査法人による監査が終了したことから、該当情報の訂正をするとともに、販売会社の追加に伴う該当情報の訂正を行うため、本訂正届出書を提出するものです。

**【訂正の内容】**

原届出書の該当情報を以下のとおり更新します。

\_\_\_\_\_部分は、訂正もしくは追加箇所を示します。

**第三部【委託会社等の情報】****第1【委託会社等の概況】****3【委託会社等の経理状況】**

<更新後>

財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBI地方創生アセットマネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という）第38条および第57条の規定により、中間財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査証明について

当社は、当事業年度に係る中間会計期間(自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## 中間財務諸表等

## (1) 中間貸借対照表

当中間会計期間末  
平成30年9月30日現在

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	272,319	未払金	6,515
前払費用	23	未払法人税等	853
未収還付消費税等	1,722	未払費用	24
		預り金	832
流動資産計	273,065	流動負債計	8,225
固定資産		固定負債	-
無形固定資産		固定負債計	-
ソフトウェア	944	負債合計	8,225
固定資産計	944	(純資産の部)	
		株主資本	
		資本金	150,000
		資本剰余金	150,000
		資本準備金	150,000
		利益剰余金	34,215
		その他利益剰余金	34,215
		繰越利益剰余金	34,215
		純資産合計	265,784
資産合計	274,009	負債及び純資産合計	274,009

## (2) 中間損益計算書

当中間会計期間

自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日

(単位：千円)

科目	金額	
営業費用		5,088
一般管理費		
給与	14,881	
役員報酬	8,727	
給与・手当	6,153	
法定福利費	1,589	
福利厚生費	570	
退職給付費用	177	
派遣社員費	1,841	
募集費	2,450	
保険料	27	
業務委託費	1,527	
旅費交通費	130	
会議費	455	
減価償却費	1 16	
租税公課	980	
支払報酬	307	
諸経費	783	
一般管理費計		25,738
営業損失		30,827
営業外収益		
受取利息	1	
営業外収益計		1
経常損失		30,826
税引前中間純損失		30,826
法人税,住民税及び事業税		145
中間純損失		30,971

## (3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間

自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	150,000	150,000	150,000	3,244	3,244	296,755	296,755

当中間 期変動 額				-	-		
中間 純損失				30,971	30,971	30,971	30,971
当中間 変動額 合計	-	-	-	30,971	30,971	30,971	30,971
当中間 期末残 高	150,000	150,000	150,000	34,215	34,215	265,784	265,784

## [重要な会計方針]

## 1. 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

## 2. その他の中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## [注記事項]

## (中間貸借対照表関係)

## 1. 消費税及び地方消費税の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未収還付消費税等として表示しております。

## (中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
1 減価償却費実施額は以下のとおりであります。 無形固定資産 16千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	6,000株	-	-	6,000株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は、資産運用については、短期的な預金等に限定しております。

金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払い期日であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金・預金	272,319	272,319	-
資産計	272,319	272,319	-
(1) 未払金	6,515	6,515	-
負債計	6,515	6,515	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

## (1) 現金・預金

これらの時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

## (1) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## （セグメント情報）

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## （1株当たり情報）

	当中間会計期間 自 平成30年4月 1日 至 平成30年9月30日
1株当たり純資産額	44,297円38銭
1株当たり中間純損失金額	5,161円92銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

	当中間会計期間 自 平成30年4月 1日 至 平成30年9月30日
中間純損失金額（千円）	30,971
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株主に係る中間純損失金額（千円）	30,971
期中平均株式数（株）	6,000

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

&lt;訂正前&gt;

	名 称	資本金の額 (2018年3月末日現在)	事業の内容
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	クレディ・スイス証券株式会社	78,100百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	株式会社東和銀行	38,653百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
	株式会社愛媛銀行 <sup>1</sup>	21,359百万円	
	株式会社足利銀行 <sup>2</sup>	135,000百万円	
株式会社筑邦銀行 <sup>2</sup>	8,000百万円		

1 2018年12月10日より年7%定率払出しコースのみの取扱いを開始いたします。(予定)

2 2018年12月17日より取扱いを開始いたします。(予定)

## &lt; 訂正後 &gt;

	名 称	資本金の額 (2018年3月末日現在)	事業の内容
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	クレディ・スイス証券株式会社	78,100百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	株式会社東和銀行	38,653百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
	株式会社愛媛銀行	21,359百万円	
	株式会社足利銀行	135,000百万円	
	株式会社筑邦銀行	8,000百万円	
	株式会社仙台銀行	22,485百万円	

2019年5月15日より取扱いを開始いたします。(予定)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成31年3月14日

SBI地方創生アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石倉毅典 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBI地方創生アセットマネジメント株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2．XBRLデータは中間監査の対象に含まれておりません。